令和６年度
こどもデータ連携実証事業
各採択団体における成果報告書

【別府市】

株式会社野村総合研究所

令和７年３月

目次

第１章　実証事業の概要 1
１.１　背景・目的 1
１.２　実証事業の内容 2
１.３　実証事業を通じて実現した業務プロセス 3
１.４　スケジュール・実施体制 4
１.５　本実証に要する費用 7
第２章　連携するデータ項目の選定・準備 8
２.１　データ連携に必要なデータ項目の検討・取得可能性調査 8
２.２　データ項目の選定結果 8
２.３　データの準備・加工 12
２.４　その他、データの準備に係る諸課題への対応 13
第３章　判定基準の検討 14
３.１　判定基準の設計の過程 14
３.２　判定基準に用いたデータ項目 14
３.３　判定基準の特徴 15
第４章　個人情報の適正な取扱いに係る整理 16
４.１　個人情報授受に係る法的整理 16
４.２　個人情報等の取扱いにおける留意点（ガイドライン（素案）遵守状況） 19
４.３　プライバシーの保護への対応に関する主な体制/取組み 21
第５章　システムの構築 22
５.１　システムの概要及びデータ連携方式（システム構成） 22
５.２　システムによるデータ連携機能及び判定機能の構築 24
第６章　データ連携により把握したこども等を支援につなげる取組 26
６.１　システムによる判定の結果 26
６.２　支援に向けた人による絞り込み 26
６.３　データ連携により把握したこども等に対する支援 31
第７章　事業効果の評価・分析 35
７.１　データ連携による抽出結果の全体像 35
７.２　困難の類型との関連性が高いと判断できるデータ項目の提示 37
７.３　こどもデータ連携の取組効果の分析 38
第８章　考察・まとめ 40
８.１　本実証を通じて得られた示唆 40
８.２　課題・次年度以降の取組み 43

第1章 実証事業の概要

1.1 背景・目的

1.1.1 背景

別府市では「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもたちが自らのハンディを打ち破り、社会へ巣立っていくために、切れ目なくこどもの状況を把握・サポートし、すべてのこどもの健やかな成長やウェルビーイングの推進につながる環境づくりを推進するための体制強化に取り組んでいる。

体制強化を図るために、個人情報等の適正な取扱いを確保しながら、別府市が保有しているこどもや家庭に関する教育・保健・福祉等のデータを連携し、分析・検証することで、潜在的に支援が必要なこどもに対して問題が発生する前の段階（事前領域）で効果的な支援につなげることを目的とした「別府市こども見守りシステム事業（以下、こども見守りシステム事業)」を令和4年度から開始した。

「こども見守りシステム事業」は、令和 4 年度に要保護児童対策地域協議会（以降、要対協と表記）の支援対象となっている要支援児童の各種データベースの構築を行った。令和 5 年度は「貧困」と「不登校」を重点的政策目的とし、市内の 0 歳から 18 歳までのこどもに関するデータを一元化したデータベースを構築し、先行自治体を参考にした市独自の「判定ロジック」により見守り判定をすることで支援の必要性が高いと思われるこどもを抽出した。

1.1.2 目的

過年度からの事業実施を踏まえ、令和 6 年度は、「こども見守りシステム」及び基本連携データ項目を用いて抽出された、支援の必要性が高いと思われるこどもに対し、人の目による支援や見守り等の必要性の確認・検討を実施し、支援が必要と判断されたこどもや家庭への支援を実施することを目的として実証事業を推進した。

また、この事業については専門的な知見が求められることから、外部の研究者による「こども見守りシステム事業」の効果検証（判定ロジック・収集データの有用性の検証）や有識者の意見等を聴取した支援方針の検討を実施した。

1.2 実証事業の内容

1.2.1 実施内容（令和6年度）

令和 6 年度は、「こども見守りシステム」に各課からのデータを連携し、判定ロジックを用いた抽出と、基本連携データ項目の該当数をもとにした抽出を行った。データによって抽出したこどもについて「こども見守りシステム」支援担当者会議（以下、「支援担当者会議」）で支援の必要性を検討し、支援が必要と判断されたこどもに対して学校教育課を中心にアプローチを実施した。

また、並行して判定ロジックの精度向上のための分析を実施した。次年度以降の取組に活用予定である。

図表１－１　本年度の実証概要（本年度実施する部分についての整理）

＜取組 1：判定ロジックを用いた抽出＞

対象とする困難の類型	貧困・不登校
実施事項	他自治体を参考に作成した判定基準をもとに約 20 名を抽出し、支援要否を検討した。支援が必要と判断されたこどもに対して、支援を実施した。
データ連携・支援の対象となるこどもの範囲	市内に住む 0~18 歳までのこども約 15,000 名
連携するデータ項目の選定（2 章）	他自治体での取組状況を参考に、データ項目を選定した。
判定基準の検討（3 章）	他自治体での取組状況を参考に、判定基準を検討した。
個人情報の適正な取扱いに係る整理（法的整理、手続き等）**（4 章）**	利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供として整理した。
システムの構築（システムの企画・構築、判定機能の実装、安全管理措置等）**（5 章）**	「こども見守りシステム」を構築・運用した。
システムによる判定の実施（６章）	判定ロジックを用いた判定を実施し、その後いくつかの項目を用いて対象を絞り込んだ。
支援に向けた人による絞り込み（６章）	システム判定されたこどもについて支援担当者会議で情報共有及び支援方針の検討を行った。
データ連携により把握したこども等に対する支援（６章）	支援担当者会議で検討した支援方策を学校に連携し、支援を実施した。

＜取組 2：基本連携データ項目の該当数を用いた抽出＞

対象とする困難の類型	貧困・不登校
実施事項	別府市として利用可能な基本連携データ項目を連携し、該当数の多いこども上位約 20 名を抽出して、支援要否の検討・支援の実施を行った。
データ連携・支援の対象となるこどもの範囲	市内に住む 0~18 歳までのこども約 15,000 名
連携するデータ項目の選定	自治体として利用可能な基本連携データ項目を連携した。

（2 章）	
判定基準の検討（3 章）	該当項目数上位から抽出した。
個人情報の適正な取扱いに係る整理（法的整理、手続き等）（4 章）	取組 1 と同様。
システムの構築（システムの企画・構築、判定機能の実装、安全管理措置等）（5 章）	取組 1 と同様。
システムによる判定の実施（6 章）	基本連携データ項目の該当数の上位約 20 名を対象とした。
支援に向けた人による絞り込み（6 章）	取組 1 と同様。
データ連携により把握したこども等に対する支援（6 章）	取組 1 と同様。

1.3 実証事業を通じて実現した業務プロセス

本年度の実証事業では、「図表１－２　本年度の実証を通じて実現を目指す、業務プロセスのイメージ」のとおり支援プロセスを実施した。

「こども見守りシステム」に各課からのデータを連携し、判定ロジックをもとに抽出した約 20 名に加え、基本連携データ項目の該当項目数上位約 20 名を抽出した。抽出したこどもについては、支援担当者会議にて、各課の持つ情報を踏まえ困難の類型の整理・支援方針や支援の担当課の決定を行った。その後、困難の類型・状況により、こども家庭センター・教育相談センター・学校に検討結果を提供し、支援に繋げた。

図表１－２　本年度の実証を通じて実現した業務プロセス

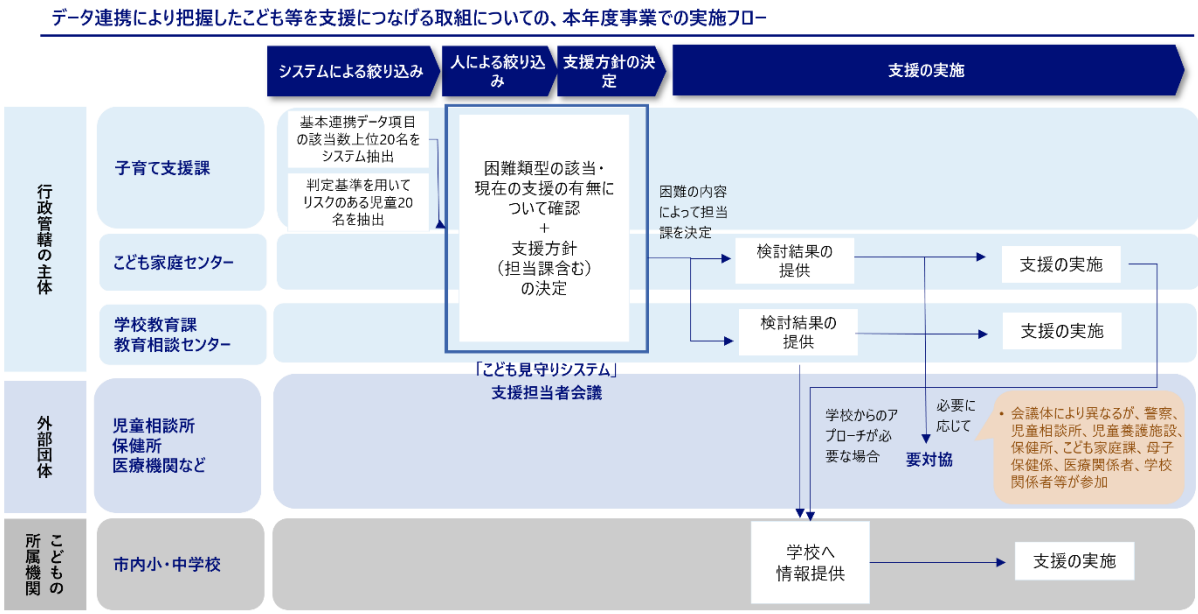

1.4 スケジュール・実施体制

1.4.1 スケジュール

本実証は下記「図表１－３　本実証のスケジュール」のとおり実施した。

８月頃までに事業全体における「体制の整備」「法的整理」を行った。

また、「システム改築」については８月から検討を開始し、協議・試験運用等を経て翌２月中に改築が完了した。

「効果検証」「支援検討」については、10月に対象児童の抽出を行い、11月の「人によるアセスメント」を経て、12月～翌年１月の概ね２カ月間にて支援を実施した。

図表１－３　本実証のスケジュール

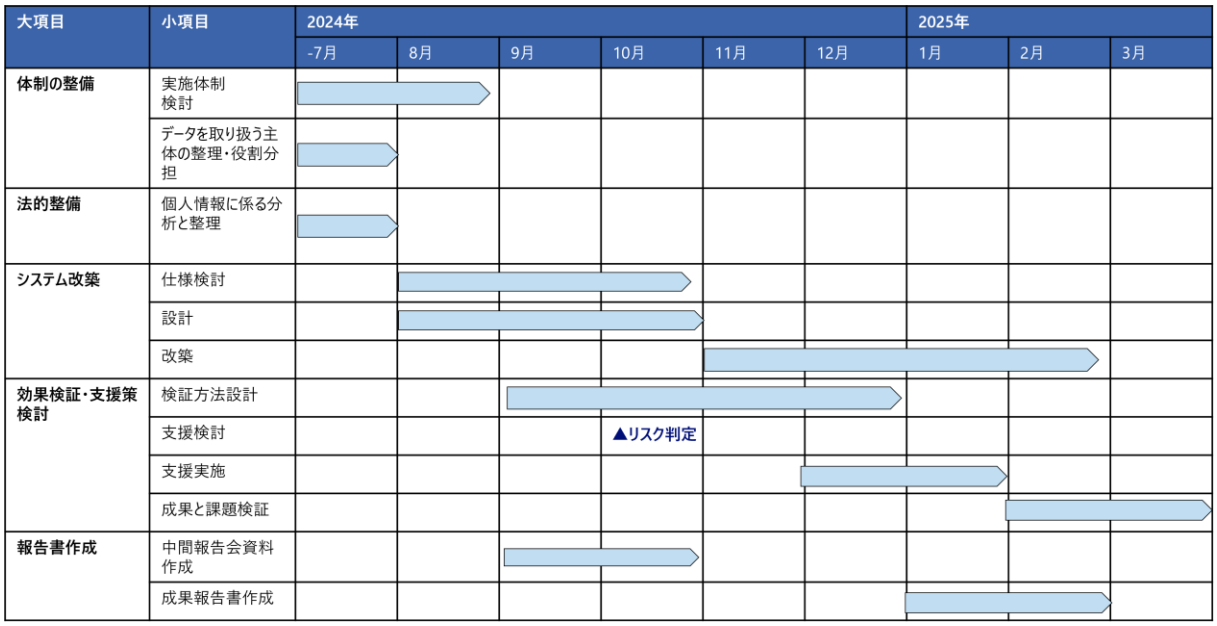

1.4.2 実施体制

本事業の実施体制は下記「図表１－４　本実証の実施体制」のとおり、データを扱う主体及び役割は「図表１－５　データを扱う主体、役割」のとおり示す。

総括管理主体である子育て支援課を中心に事業を推進し、一般社団法人 Data for Social Transformation、半熟仮想株式会社が分析主体、学校教育課・市内小中学校及び教育相談センター、こども家庭センターが活用主体として連携した。

図表１－４　本実証の実施体制

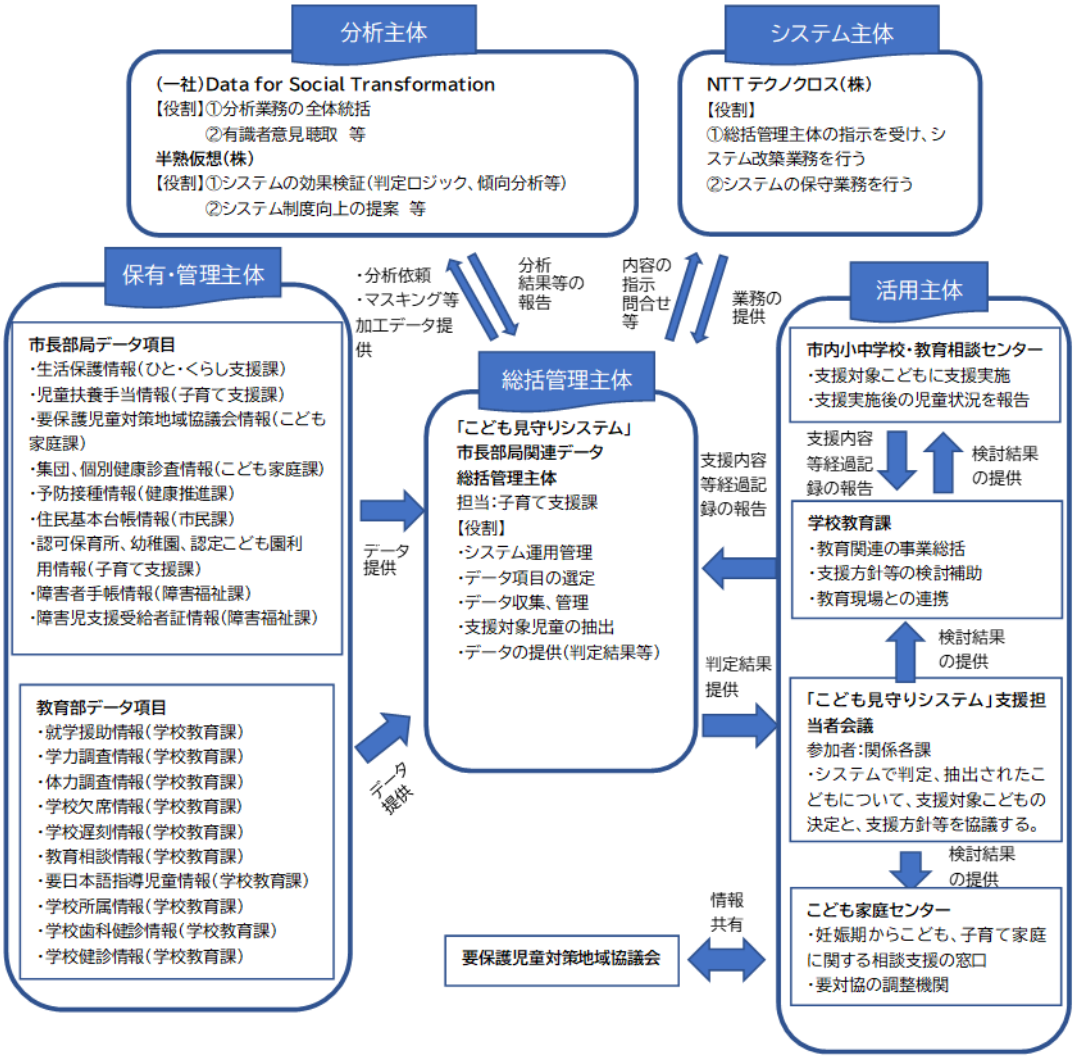

図表１－５　データを扱う主体、役割

カテゴリー	団体・部署	担う役割
総括管理主体	子育て支援課	・システム運用管理 ・データ項目の選定 ・データ収集・管理 ・支援対象こどもの抽出 ・データの提供（判定結果等）
保有・管理主体	ひと・くらし支援課	・データの提供
	子育て支援課	
	こども家庭課	
	健康推進課	
	市民課	
	障害福祉課	
	学校教育課	
分析主体	一般社団法人 Data for Social Transformation	・分析業務の全体統括 ・有識者意見聴取　等
	半熟仮想株式会社	・システムの効果検証（判定ロジック、傾向分析等） ・システム精度向上の提案　等
活用主体	市内小中学校・教育相談センター	・支援対象こどもへの支援実施 ・支援内容等経過記録の報告
	学校教育課	・検討結果の提供 ・教育関連の事業統括 ・支援方針等の検討補助 ・教育現場との連携
	こども家庭センター	・妊娠期からこども、子育て家庭に関する相談支援の窓口 ・要対協の調整機関

1.5 本実証に要する費用

本事業に要した費用は下記「図表１－６　本実証の見積費用」のとおり。

図表１－７　本実証の見積費用

内容	金額	備考
判定ロジック検証費	500, 000	
収集データ検証費	1,000,000	
傾向分析費	1,500,000	
①現システム効果検証費 小計	3,000,000	
仮説検討・整理費	284, 100	
追加データ整理費	454, 560	
追加データ収集調整費	1, 250, 000	
個人情報データ利用に係る法的整理調整費	1, 250, 000	
データ加工費	1, 136, 400	
過去の支援対象者の傾向分析費	852, 300	
多数のモデル構築・評価・比較・選択費	852, 300	
モデル評価指標の検討費	568, 200	
収集データ高度化の提案費	852, 300	
端数調整値引き	-160	
②見守り判定児童支援提案費 小計	7, 500, 000	
データ取込み機能の変更作業	2, 230, 000	
カスタムオブジェクトの追加作業(5オブジェクト分)	1, 090, 000	
その他雑費	300, 000	
③システム改修費 小計	3, 620, 000	
分析レポート作成費	1, 500, 000	
④報告書等作成費 小計	1, 500, 000	
消費税	**1, 562, 000**	
合計	**17, 182, 000**	

第2章　連携するデータ項目の選定・準備

2.1 データ連携に必要なデータ項目の検討・取得可能性調査

本事業においては、「基本連携データ項目」の活用を前提とし、各項目の管理主体及び管理方法を整理したうえで取得可能性について検討を行い、過年度までの取組で未収集でありかつ取得可能な基本連携データ項目を選定し、新たにデータ収集を開始した。

検討結果は「図表２－１　基本連携データ項目の選定結果」に示す。

また別府市では、令和 5 年度に別府市独自のシステムを開発しており、「貧困」「不登校」と関連性の高いと考えられるデータ項目について、既に収集を実施していた。基本連携データ項目以外で過年度までに収集していたデータ内容等は「図表２ - ２　基本データ項目以外の選定理由」のとおり。

2.2 データ項目の選定結果

2.1 節を踏まえて、本事業にて連携するデータ項目及び保存・管理主体は下記のとおり。

なお、本実証において活用するデータについては、次の①～③のとおり取り扱う。

① データの取得から原則５年で削除するものとする（別府市文書管理規程別表第 4 第 4 種⑷「調査、統計、報告、証明等に関する文書」参照)。

② データは現年度年齢 19 歳の時点で削除するものとする。

③ ①及び②に係るデータの保存期間については、事務の執行状況等を勘案した上、別府市文書管理規程第 41 条(保存期間の見直し)の規定の適用を考慮するものとする。

図表２－１　基本連携データ項目の選定結果

No.	基本連携データ項目	困難の類型	利用有無	(利用無の場合)		データ管理方法（システム名等）	データ管理主体
				利用できない（しない）理由	利用するための条件		
1	要対協のケース進行管理台帳_（こども氏名）	貧困 不登校	○			要対協システム	こども家庭課
2	一時保護児童票_（こども氏名）		×		要対協システム内で経過記録の一部として記録されており、抽出不可	要対協システム	こども家庭課
3	3～4 か月児健診結果_健診受診日/1 歳 6 か月児健診結果_1 歳 6 か月児健診受診日/3 歳児健診健診結果_3 歳児健診受診日	貧困 不登校	○			健康管理システム	こども家庭課

4	3～4 か月児健診アンケート_（出来事）家に残して外出/1 歳 6 か月児健診アンケート_（出来事）家に残して外出/3 歳児健診アンケート_（出来事）家に残して外出	貧困 不登校	○			健康管理システム	こども家庭課
5	3～4 か月児健診アンケート_（出来事）長時間食事を与えなかった/1 歳 6 か月児健診アンケート_（出来事）長時間食事を与えなかった/3 歳児健診アンケート_（出来事）長時間食事を与えなかった	貧困 不登校	○			健康管理システム	こども家庭課
6	3～4 か月児健診アンケート_（出来事）こどもの口をふさいだ/1 歳 6 か月児健診アンケート_（出来事）こどもの口をふさいだ	貧困 不登校	○			健康管理システム	こども家庭課
7	3～4 か月児健診アンケート_（出来事）こどもを激しく揺さぶった/1 歳 6 か月児健診アンケート_（出来事）こどもを激しく揺さぶった	貧困 不登校	○			健康管理システム	こども家庭課
8	1 歳 6 か月児健診結果_パーセンタイル値（体重）/3 歳児健診健診結果_パーセンタイル値（体重）/児童生徒健康診断票情報_健康診断_体重	貧困 不登校	○			健康管理システム（1 歳 6 カ月・3 歳児分） 校務支援システム（小中学生分）	こども家庭課（健康管理システム） 学校教育課（校務支援システム）
9	精神障害者保健福祉手帳情報_主たる精神障害コード	貧困 不登校	○			MICJET MISALIO システム（障がい者福祉システム）	障害福祉課
10	障害児支援申請決定情報_受給者証番号	貧困 不登校	○			MICJET MISALIO システム（障がい者福祉システム）	障害福祉課
11	出欠の記録_欠席日数	貧困 不登校	○			校務支援システム	学校教育課
12	遅刻日数	貧困 不登校	○			校務支援システム	学校教育課
13	学校等でのアンケート・セルフメンタルチェック等の判定結果		×		ヤングケアラーのアンケートは実施しているが、一部のデータであり、希死念慮までは取れていない。学校独自のものはあるが、統一された規格は存在しない。利用するためには、新たに市全体で項目を統一したアンケートを実施する必要がある。	—	学校教育課
14	妊婦健診結果_受診日		×		こどもに紐づいたデータなし。ただし、当データに該当する保護者は特定妊婦のため、要対協管理。利用するためには、新たな名簿作成が必要である。	—	こども家庭課

15	産婦健診結果_ EPDS 評価点数		×		評価点数をデータ管理していない。また政策目的（貧困・不登校）との関連性が強いとは認められないため、利用しないこととした。利用するためには、EPDS 評価の実施義務化と紙媒体のデータ化が必要である。	紙媒体（アンケート回答をしていない場合は点数が記載されていない）	こども家庭課
16	身体障害者手帳情報_資格状態コード/療育手帳情報_資格状態コード/精神障害者保健福祉手帳情報_資格状態コード	貧困 不登校	○			MICJET MISALIO システム（障がい者福祉システム）	障害福祉課
17	（生活保護）決定個人情報_開始年月日	貧困 不登校	○			生活保護システム	ひと・くらし支援課
18	（児童扶養手当）支給情報_支給区分	貧困 不登校	○			MICJET MISALIO システム（障がい者福祉システム）	子育て支援課
	以下、基本連携データ項目ではないが、昨年度の実証事業において関連性が高いと認められた項目						
19	虫歯の数	貧困 不登校	○			校務支援システム	学校教育課
20	母親の喫煙（妊産婦健診時アンケート等）		×		政策目的（貧困・不登校）との関連性が強いとは認められないため、利用しないこととした。現状の政策目的（貧困、不登校）が変更され、変更後の困難の類型との関連性が強い場合、新たにデータ収集を実施すれば利用可能となる（赤ちゃん訪問・1 歳 6 カ月健診・3 歳児健診の計 3 回アンケートを実施。結果はシステムにてデータ管理している）。	健康管理システム	こども家庭課

図表２－２　基本データ項目以外の選定理由 等

No	追加データ項目	利用有無	関連する困難類型	選定理由/ 選定しなかった理由	データ管理方法（システム名等)	データ管理主体
1	就学援助情報	○	貧困 不登校	経済的貧困のこどもを把握するためのデータ。 就学援助は経済的支援が必要な世帯を対象とした制度であり、こどもの貧困との関連性が高い。 虐待に至るおそれのある養育環境の要因の例として「経済的に不安定な家庭」「未婚を含むひとり親家庭」が挙げられている。▸こども家庭庁 「こども虐待対応の手引き」 アセスメント項目の例として「経済問題（生活保護、借金、生活苦等)」があげられている。 ▸厚生労働省「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート（例)」 不登校についてこどもの貧困や親の孤立	Excel データ管理	学校教育課

				を表す 15～30%の層が（18 歳未満のすべてのこどもの中の割合）、不登校や暴力行為などさまざまな問題に移行する可能性があると示されている。論文: 見えない貧困，こども虐待などを背景にしたこどもへの支援システム作り--スクリーニングの可能性-（山野則子・小倉康弘・石田まり 2021）		
2	学力調査情報	○	貧困 不登校	こどもの基礎能力を把握するためのデータ。 こどもの人的資本を図る上で、有用なデータであり、継続して把握することで、学務への取組の変化等を把握する。 貧困について、こどもの成績が「やや下のほう」と「下のほう」を足し合わせた割合は「中央値の２分の１未満」の世帯では 52.0%となっている。　手引き:内閣府 「子供の生活状況調査の分析 報告書」(2021) 【不登校のきっかけ（学校に行きづらいと感じ始めたとき）について、「先生のこと」、「身体の不調」、「勉強がわからない」などの割合が高い。 ▶文部科学省「不登校児童生徒の実態把握に関する調査報告書」 不登校の要因について「無気力・不安」「生活リズムの乱れ、あそび、非行」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」「親子の関わり方」「学業不振」「教職員との関係をめぐる問題」と多岐にわたっている。 ▶文部科学省「不登校に関する調査研究協力者会議報告書」	Excel データ管理	学校教育課
3	体力調査情報	○	貧困 不登校	こどもの基礎能力を把握するためのデータ。 こどもの人的資本を図る上で、有用なデータであり、継続して把握することでこどもの体力、生活状況等の変化等を把握する。不登校のきっかけ（学校に行きづらいと感じ始めたとき）について、「先生のこと」、「身体の不調」、「勉強がわからない」などの割合が高い。 ▶文部科学省「不登校児童生徒の実態把握に関する調査報告書」 不登校の要因について「無気力・不安」「生活リズムの乱れ、あそび、非行」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」「親子の関わり方」「学業不振」「教職員との関係をめぐる問題」と多岐に渡っている。 ▶文部科学省「不登校に関する調査研究協力者会議報告書」	Excel データ管理	学校教育課
4	予防接種情報	○	貧困 不登校	こどもを取り巻く環境等を把握することで、その傾向等を分析するとともに、必要な支援につなげていくための情報	健康管理システム	健康推進課
5	住民基本台帳情報	○		複数データ連携の基礎データとして活用するため	MICJET MISALIO システム	市民課
6	認可保育所・幼稚園・認定こども園利用情報	○	貧困 不登校	４と同様	MICJET MISALIO システム	子育て支援課
7	教育相談情報	○	貧困 不登校	４と同様	Excel データ管理	学校教育課
8	要日本語指導外国人受入情報	○	貧困 不登	４と同様	Excel データ管理	学校教育課

			校			
9	学校所属情報	○	貧困不登校	4と同様	校務支援システム	学校教育課
10	学校歯科検診情報	○	貧困不登校	4と同様	校務支援システム	学校教育課
11	学校健診情報	○	貧困不登校	4と同様	校務支援システム	学校教育課

なお、当初計画の段階では「課税情報」を利用することも検討したが、令和 5 年地方分権改革に関する提案募集の結果及び関係府省への検討要請に対する国からの回答により「課税情報」の利用はできなかった。

2.3 データの準備・加工

2.3.1 アナログ情報のデジタル化

以下のアナログ情報をデジタル化の対象とした。

- 就学援助情報に関する紙台帳（学校教育課保有）

デジタル化の手法は、エクセルシートへの手動入力である。デジタル化はデータ保有・管理主体である学校教育課（自治体職員）が実施した。

2.3.2 データの加工

データ連携にあたっては、主に以下の目的に対応するため、データの加工を実施した。

- データフォーマットの統一
- 個人情報のマスキング

主な加工内容及びツールは下記「図表２－３　データの加工内容」のとおり。

図表２－３　データの加工内容

No	加工内容	ツール・手法
1	宛名番号の附番（教育委員会のデータ）	教育委員会の保持するデータと住民基本台帳データの突合
2	マスキング（分析事業者にはマスキングしたデータを連携した。）	① 宛名番号、世帯番号を別のコードに変換 ② 特定の個人を識別できる情報（見守り判定結果・見守り判定名、宛名番号、世帯番号、氏名（漢字）、氏名（カナ）、生年月日、所属（園名）、所属（学校名））を削除

2.3.3 名寄せ

データ連携にあたっては複数のシステムからデータを取得しており、「統一キーが存在しない」という理由から名寄せが必要となった。

名寄せ作業は次の手順に沿って実施した。

図表２－４　名寄せ手順

No	手順	作業概要
1	データクレンジング	各データソースのクレンジングを実施
2	標準化	氏名、住所等の表記を標準化
3	マッチング	氏名漢字・氏名カナ・住所・学校・学年・クラス・出席番号などの情報を複合し名寄せキーとして使用。Excel の機能を用いて突合し宛名番号を附番
4	目視確認	自動マッチングで判定できなかったレコードを目視で確認し、宛名番号を附番

名寄せを実施した結果、教育委員会が保持するデータについては保護者からの申請書類に基づき学校現場で直接入力しているため、表記ゆれ等（「漢字とひらがなが混ざっている」「入力されていない項目がある」など）により宛名番号の附番が Excel の機能ではできないという課題が発生した。そのため、Excel の機能で附番ができなかったこどもについては目視による宛名番号の附番を実施した。

また、同性同名同学年者については、事前に対象者を Excel の機能により抽出しておくことで、追加の属性情報を用いて目視にて附番を実施した。

2.4 その他、データの準備に係る諸課題への対応

各課のデータに対して加工が必要な状態であったが、各課に加工を依頼するのではなく、元のデータ形式のまま受領し、総括管理主体である子育て支援課で加工を行うことでデータのズレ・ミスが少なくなった。

第3章　判定基準の検討

3.1　判定基準の設計の過程

本章では、取組み 1 判定ロジックによる抽出について記載する。（基本連携データ項目の該当数による抽出については記載しない）

判定基準の設計にあたっては、他市の判定ロジックを参照した。

①物的資源の欠如、②ヒューマンキャピタルの欠如、③ソーシャルキャピタルの欠如の項目を基準とし、①②③の 3 つの各項目の小分類、中分類の判定結果をもとに大分類判定を行い、大分類の判定結果から A（リスク高）～C（リスク低)、リスクなしの 4 つに分類を行った。

抽出方法を検討していく中で、A（リスク高）と判定されるこどもが約 800 名と、人による絞り込みに進めるには人数が多いことが課題となった。そのため、判定ロジックによる判定に加えて、

・小中学生に該当（未就学児、高校生以上は除外）
・要対協登録無し（要対協に既に登録されている場合は除外）
・生活保護に該当
・月 7 日以上の欠席が 2024 年 4 月から 9 月までの期間にひと月以上あるこども

の 4 項目で絞り込みを行った。

3.2　判定基準に用いたデータ項目

導出した判定ロジックに用いたデータ項目等は、下記「図表３－１　判定に用いたデータ項目それぞれの採用理由」のとおり。

図表３－１　判定に用いたデータ項目それぞれの採用理由

判定に用いたデータ項目	基本連携データ項目	判定に用いるために実施した処理	データ項目説明	判定に用いた理由
生活保護	○	当市独自の判定基準に基づき①物的資源等の小分類判定 a と設定	生活保護受給の有無	当市独自の判定基準①物的資源の欠如の兆候があるこども（経済的貧困こども、要保護児童）に該当
児童扶養手当	○	当市独自の判定基準に基づき①物的資源等の小分類判定 b と設定	児童扶養手当の受給の有無	当市独自の判定基準①物的資源の欠如の兆候があるこども（経済的貧困こども、要保護児童）に該当
就学援助	×	当市独自の判定基準に基づき①物的資源等の小分類判定 b	就学援助受給の有無	当市独自の判定基準①物的資源の欠如の

		と設定		兆候があること も（経済的貧困こども、要保護児童）に該当
要対協情報	○	当市独自の判定基準に基づき①物的資源等の小分類判定 a と設定	要保護児童としての登録の有無	当市独自の判定基準①物的資源の欠如の兆候があること も（経済的貧困こども、要保護児童）に該当
学力調査情報	×	当市独自の判定基準に基づき②ヒューマンキャピタルの小分類判定について、全教科平均偏差値 30 未満＝a、30 以上 40 未満＝b、40 以上 45 未満＝c　対前年変化量▲10 未満＝a、▲10 以上▲5 未満＝b、▲5 以上 0 未満＝c と設定	市内偏差値・対前年市内偏差値の低下値	当市独自の判定基準②ヒューマンキャピタルの欠如の兆候があること も（基礎能力が著しく低いこども及び著しいマイナス変化があること も）に該当
体力調査情報	×	当市独自の判定基準に基づき②ヒューマンキャピタルの小分類判定について、体力調査全カテゴリーの総合評価 1＝a、2＝b　全カテゴリーの総合評価の対前年変化量　▲4 以上▲2 未満＝a、▲2＝b と設定	体力調査値、対前年体力調査結果の低下値	当市独自の判定基準②ヒューマンキャピタルの欠如の兆候があること も（基礎能力が著しく低い児童及び著しいマイナス変化があること も）に該当
出欠の記録_欠席日数	○	当市独自の判定基準に基づき③ソーシャルキャピタルの小分類判定について直近半年の 7 日以上の欠席月数が 3 月以上＝a　2 月＝b　1 月＝c（※ただし、半年分の欠席日数が 30 日を超える場合は a 判定とする。）と設定	直近半年の月 7 日以上の欠席数	当市独自の判定基準③ソーシャルキャピタルの欠如の兆候があること も（不登校児童）に該当

3.3 判定基準の特徴

別府市で採用した判定基準は「貧困」「不登校」それぞれに関連のあるデータ項目を複合的に判定ロジックに使用することで、多様な観点から抽出を行うことができる点が優れている。

一方、「貧困」「不登校」の要因を合わせた判定になっていることで、それぞれにジャストフォーカスすることができておらず、ロジック精度を鈍らせている可能性があることが懸念される。

また、A（リスク高）～C（リスク低）と判定されたこどもの人数が多いため、実際の支援に繋げるために更なる絞り込みが必要であった。

今後、本年度実施した分析結果を活用し、「貧困」「不登校」に分けた判定ロジックの設定や利用データ項目の見直しを行うことでシステム精度の向上を図る予定である。

第4章　個人情報の適正な取扱いに係る整理

4.1　個人情報授受に係る法的整理

4.1.1　個人データ連携に関係する関係部署及び連携フロー

本実証においてデータ連携する関係部署は下記「図表４－１　実証事業でデータ連携する関係部署及び体制（再掲）」のとおり。子育て支援課が「総括管理主体」、一般社団法人 Data for Social Transformation 及び半熟仮想株式会社が「分析主体」、市内小中学校・教育相談センター・学校教育課・こども家庭センター等が「活用主体」としてデータのやり取りを行った。

図表４－１　実証事業でデータ連携する関係部署及び体制（再掲）

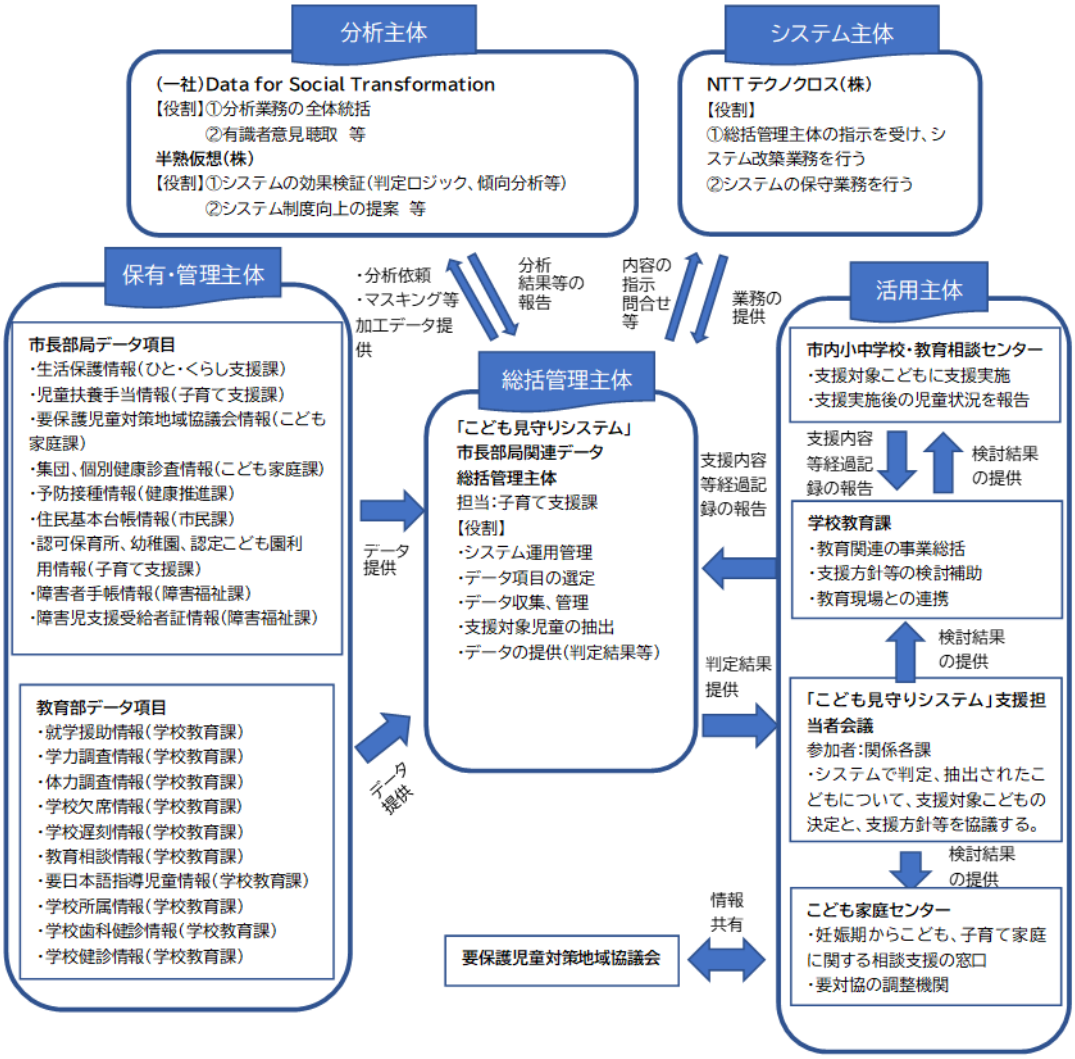

上記各部門よりデータを連携し、本実証を実施した。データの連携フローは下記「図表４－２

個人データ処理の業務フロー図」のとおり。ひと・くらし支援課が所持する生活保護情報、子育て支援課が所持する児童扶養手当情報、認可保育所・幼稚園・認定こども園利用情報、こども家庭課が所持する要対協情報、集団・個別健康診査情報、健康推進課が所持する予防接種情報、市民課が所持する住民基本台帳情報、障害福祉課が所持する障害者手帳情報、障害児支援受給者証情報、学校教育課が所持する就学援助情報、学力調査情報、体力調査情報、学校欠席情報、学校遅刻情報、教育相談情報、要日本語指導児童情報、学校所属情報、学校歯科健診情報、学校健診情報を「こども見守りシステム」に連携し、受領したデータを用いて判定を行った。判定結果は活用主体である「こども見守りシステム」支援対象者会議に提供し、支援方法の検討に用いた。また、システムの効果検証及びロジックの提案等について分析主体である外部団体にマスキング加工をしたデータを提供している。

なお、上記を実現する中で個人データを委託先/外部団体である一般社団法人 Data for Social Transformation 及び半熟仮想株式会社に提供することになるが、委託事業者（再委託先を含む。）は、情報セキュリティの確保を講じ、機密保持及び個人情報保護に関する特記事項を遵守しなければならないことを要件としており、かつ、委託先/外部団体で個人情報等が適切に管理される体制になっていることを確認している。

図表４－２　個人データ処理の業務フロー図

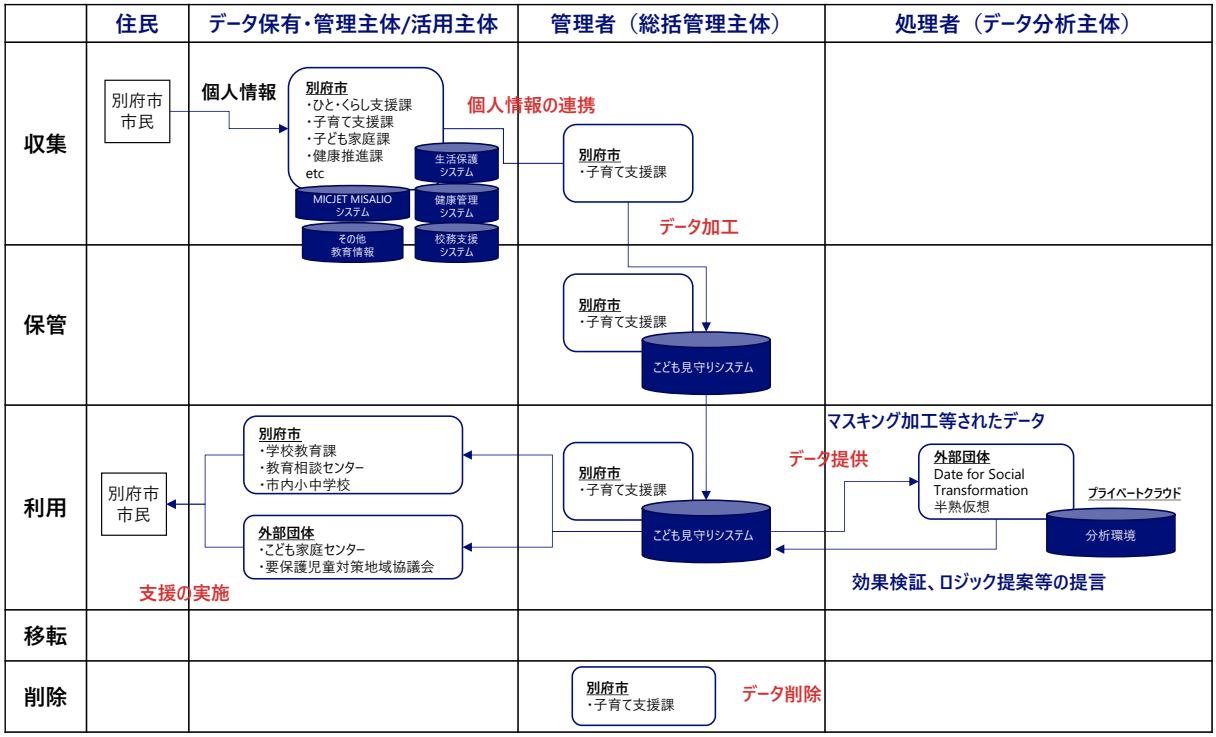

4.1.2 法的整理の進め方・体制

検討体制として、総括管理主体である子育て支援課が主導し、法務担当課と当事業における法的整理（法的な取組方針・解釈の決定）を行った。決定した内容については、関係各課（保有管理主体・活用主体等）に事前説明を行ったうえで、事業を開始した。

4.1.3 法的整理の結果

1.　データ収集時

利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供として整理した。個別の個人情報の内容や利用目的等を整理した結果、以下の①から④を政策基本原則も踏まえた観点として整理した。

①当該内部利用及び外部提供が「臨時的」なものであること。

本事業がこどもを取り巻く問題である「貧困」と「不登校」について潜在的に支援が必要なこどもに対して、問題が発生する前の段階（事前領域）で抽出し、支援策につなげていくためのデータ分析を実施するときのみ、蓋然性が高いと思われる必要最小限の項目を取得するものとしていること。また、利用する情報項目は、一定期間ごとに事業効果の評価・検証を行い、項目の追加、削除等見直しを実施していくこと。

②法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務の遂行に「必要な限度」であること（個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号）

データ項目の利用、提供について、こどもを取り巻く問題である「貧困」、「不登校」を分析するに当たり、蓋然性が高いと思われる必要最小限の項目としていること。

③当該個人情報を内部利用及び外部提供することについて「相当の理由」があるとき（個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号）

必要最小限の範囲で、個人情報を地方公共団体における内部利用及び外部提供によってデータ連携することにより、こどもを取り巻く問題である「貧困」・「不登校」が発生する前の段階で、潜在的に支援が必要なこどもたちを早期に発見し、必要な支援につなげ、効果的な支援を提供することは、喫緊の課題であり、公益性のある取組であること。

④本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと（個人情報保護法第 69 条第 2 項柱書）

個人情報の取扱いに際し、安全管理措置等を講ずることにより、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害する恐れがない取組であること。

2.　データ活用時（データ分析）

1 と同様の整理とした。

3.　データ活用時（支援方針検討）

1 と同様の整理とした。

4.　データ活用時（支援策実施）

1 と同様の整理とした。

4.2 個人情報等の取扱いにおける留意点（ガイドライン（素案）遵守状況）

1.　個人情報ファイル簿の作成

本事業を実施する際には、通常複数のデータを使用することが想定される。そのため、地方公共団体の機関等は保有している個人情報ファイルについて適切に漏れなく把握することに留意しつつ、個人情報ファイル簿の作成及び公表を実施する必要がある。（個人情報保護法第 75 条第 1 項）

別府市では、個人情報ファイル簿を整理し公式ホームページで公表している。

https://www.city.beppu.oita.jp/sisei/toukei_housei/detail3.html

2.　個人情報の取扱いの委託等

実証事業者を選定する際の事業者選定においては、個人情報を取り扱う業務内容であることを考慮した実施体制となっているかを評価項目とし、業務委託契約書において「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」を定めている。

また当該事業者からの再委託を行う際は、再委託先が委託先と同等の義務を負うものとし、契約内容を遵守することを要件として承諾を行うなど、十分な手続きを経るよう慎重に対応した。

3.　安全管理措置（組織的、人的、物理的、技術的）

①　組織的安全管理措置

「別府市情報セキュリティ対策基準」に指定された情報セキュリティ管理者や情報システム責任者等を定めている。また、システムを利用できる所属及び職員ごとに利用権限の設定を行うこととし、 当該職員に限りユーザー登録を行っている。

②　人的安全管理措置

市職員に、定期的なセキュリティ研修を実施している。また、委託事業者（再委託先を含む。）は、情報セキュリティの確保を講じ、機密保持及び個人情報保護に関する特記事項を遵守しなければならないことを要件とする。

③　物理的安全管理措置

端末は施錠のできる執務室での利用、もしくはセキュリティワイヤーにより固定されており、持ち出し禁止となっている。

④　技術的安全管理措置

システムは、情報セキュリティの国際規格（ISO 27001/27017/27018）の認証を取得し、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）にも登録されている安全性の高いシステムを採用している。またLGWANネットワークのみに接続しており、他のネットワークとは相互接続されておらず、外部からのシステムへのアクセスやデータの外部への送信はできないよう制限されている。アクセスコントロールとして、「こども見守りシステム」にアクセスできる職員を限定している。端末は、外部記憶装置が接続できないよう制限されている

4.　開示、訂正、利用停止請求への対応

個人情報保護法に基づく保有個人情報の開示請求等については、別府市個人情報保護法施行条例に具体的な事務手続が定められており、関係法令に基づき対応することとしている。

5.　自己点検・監査

自己点検・監査に関しては、年に 1 回の情報セキュリティ研修にて動画視聴・チェックリスト提出にて全職員が実施している（当事業のみを対象としてではなく、市全体の事業を対象としている)。

4.3 プライバシーの保護への対応に関する主な体制/取組み

1.　プライバシーガバナンス

プライバシーの保護の取組としては、「別府市情報セキュリティ対策基準」に指定される体制で対応している。

1. プライバシーガバナンスに係る姿勢の明文化
2. プライバシー保護責任者の指名
3. プライバシーへの取組に対するリソース投入

2.　プライバシーに対する取組み

前述のとおり、プライバシーの保護の取組としては、「別府市情報セキュリティ対策基準」に準じた体制で対応している。また、次の①～③に留意して本事業を実施している。

①　個人情報を取得する際には、政策目的を明確化したうえで、政策目的を達成するために必要最小限の情報のみについて、プライバシーに配慮した形で取得すること。

データ項目の選定については、こどものウェルビーイングの推進につながるための政策目的「貧困」「不登校」に関係する情報として、デジタル庁が策定した「こどもに関する各種データの連携に係る留意点（実証事業ガイドライン）」や、こども家庭庁が令和6年3月に策定した「こどもデータ連携ガイドライン（素案）」を参考とし、一定程度の信頼性が担保された情報源を対象とし、必要最小限の情報のみ取得している。

②　取得した個人情報をもとに、判定ロジックを用いて対象者の支援の必要性を判定する場合、判定ロジックによる結果のみに基づいて対象者を判断することは許容されず、人の目による支援等の必要性の確認を補助する材料の一つとすること。

総括管理主体にて提供した情報をもとに支援担当者会議にてシステムで判定、抽出されたこどもについて協議し、人の目により支援や見守り等の必要性を確認・検討を行っている。

③　複数の関係者が集まり、支援方針の決定、見守り・支援の実施、フォローアップ・検証を行う場合、プライバシーに配慮の上、当該業務に必要な範囲の関係者に必要最小限の情報のみを提供するようにすること。

支援担当者会議にて支援が必要と判定されたこどもについて、活用主体である市内小中学校・教育相談センター等に対してこどもに対する偏見や不当な扱い等が生じないよう十分配慮するとともに、個人情報の取扱い、プライバシーの保護について周知徹底している。

3.　プライバシー評価（実施有無と今後の方針）

プライバシー評価は「別府市情報セキュリティ対策基準」において監査・自己点検項目として市全体で定めており、当事業単独での計画等については定める予定がない。

参考：「別府市情報セキュリティ対策基準」公開 URL

https://www1.g-reiki.net/city.beppu/reiki_honbun/t100RG00000090.html

第5章 システムの構築

5.1 システムの概要及びデータ連携方式(システム構成)

5.1.1 システムの概要

本事業において、構築・活用したシステムの概要は下表のとおりである。

図表５－１　システムの概要

システム名	こども見守りシステム
機能概要	・各種情報管理機能 ・管理情報検索機能 ・各種帳票出力機能 ・見守り判定機能 ・情報取り込み機能 ・レポート/ダッシュボード表示機能
システム企画の設計に当たり留意・工夫した事項、システムの特徴等	「こども見守りシステム」については、こどもを中心としたさまざまな性質の情報を一元化するため、信頼性の高いシステムが必要であったが、このようなテーマの既存パッケージはなかった状況だった。 システムの開発についてはセキュリティの信頼性も高く、LGWAN・ASP サービスと組み合わせるなどして高いセキュリティのシステムを構築することができた。 また、収集した各種情報について柔軟にデータの利活用ができ、レポート作成なども容易で、拡張性が高いシステムのため、稼働後にも必要に応じて比較的容易に機能追加していくことができるシステムである。 システムを活用することで支援が必要と判定されたこどもについて、柔軟に組み合わせたデータを利用することで、人によるアセスメントを効果的に実施することができた。

5.1.2 データ連携方式及びシステム構成

本事業におけるシステム構成図は以下のとおりである。

「こども見守りシステム」は、LGWAN 接続系 NW に構築した。マイナンバー利用事務系 NW 及び校務系 NW の各システムが保有するデータを手動で CSV 連携し、データ加工や名寄せ等を行ったうえで「こども見守りシステム」に取り込んだ。

図表５－２　本年度の実証に係るシステム構成

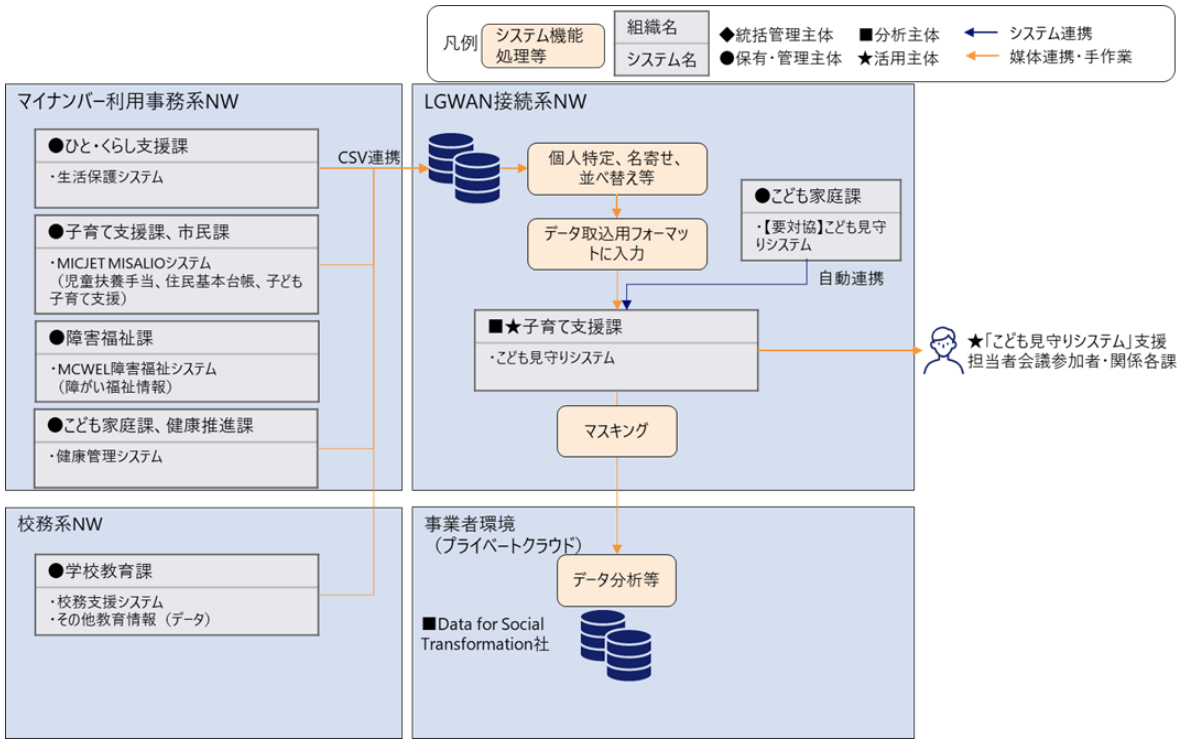

5.2 システムによるデータ連携機能及び判定機能の構築

5.2.1 判定機能及び活用方法

本節では、システム上の主要なデータ連携機能、判定機能と、関係者による活用方法は下記のとおり。

図表５－３　主要なデータ連携機能及び判定機能

No.	機能名	機能概要
1	情報取り込み機能	データ取込画面において各種データの取込を実施する。
2	判定ロジック適用	見守り判定機能において、取り込んだデータの判定を実施する
3	結果表示	判定した結果及び取り込んだデータを個別の児童情報や一覧にて表示する。また、レポート作成機能により、判定した結果や取り込んだデータについては CSV 出力が可能

図表５－４　判定機能の閲覧・活用方法

No.	活用主体	活用目的	活用方法
1	子育て支援課 情報政策課	システムの統括管理	LGWAN 接続系 NW 内に設置された専用端末からアクセスする。
2	学校教育課 こども家庭センター	支援対象こどものアセスメント	LGWAN 接続系 NW 内に設置された専用端末からアクセスする。
3	各小中学校 教育相談センター	支援の実施	直接アクセスはできない。各活用主体で把握している情報のみを表示したものを子育て支援課にて作成

5.2.2 実装における工夫及び今後の課題

システムを設計する際、自動連携で随時データを更新することが理想的と考えていたが「各課で取り扱うシステムが多岐に渡ること」「今後全国自治体で実施するシステムの標準化の見通しが立っていなかったこと」等の理由で自動連携が叶わなかった。

また、データ連携機能を実装するに当たり、名寄せのキーとして宛名番号を利用したが、教育委員会が保持するデータについては宛名番号を利用していないため、宛名番号を附番する必要があった。

実装における工夫としては、なるべく人的作業が発生しないように、システムで対応できる部分（市内偏差値の自動計算、BMI 値の自動計算等）は積極的にシステム機能に追加した。ま

た、システムに取り込んだすべてのデータを出力できるようにしたことで、さまざまな観点からの抽出を行うことができるシステムとなった。

今後の課題として、潜在的に支援が必要であるこどもを早期に発見できる判定ロジックが確立していないため、分析等を重ね、判定ロジックを定期的に見直す必要がある。

第6章　データ連携により把握したこども等を支援につなげる取組

6.1　システムによる判定の結果

6.1.1 判定ロジックによる抽出

見守り支援システムによる抽出の結果、16名のこどもが抽出された。システム判定の結果はA～C判定という形で表示され、A判定には852名が該当した。そのうち

・小中学生に該当（未就学児、高校生以上は除外）
・要対協登録無し（要対協に既に登録されている場合は除外）
・生活保護に該当
・月7日以上の欠席が2024年4月から9月までの期間にひと月以上あるこども

の4項目でさらに絞り込みを行った結果、16名が該当した。

6.1.2 基本連携データ項目による抽出

別府市が連携している基本連携データ項目10項目のうち、8項目以上該当したこども及び7項目該当したこどものうち、不登校傾向（月に7日以上の欠席が半年に一回以上あるか）と生活保護受給有無の該当者を抽出した結果、23名が該当した。

なお、判定ロジックによる抽出と基本連携データ項目の該当数による抽出の重複は5名となり、計34名のこどもに対して人による絞り込み（情報の聞き取り・支援方針の検討）を進めた。

図表６－１　システムによる判定の結果

目的変数（困難類型）	判定ロジック	基本連携データ項目
貧困・不登校	16名	23名

6.2　支援に向けた人による絞り込み

6.2.1 人による絞り込みの方法

本年度の人による絞り込みは、下記のとおりのプロセスで実施した。

1. システム判定されたこどもを子育て支援課が整理し、こども家庭センターや小中学校、教育相談センターで把握しているこどもの近況の情報を集約。
2. 各担当課で近況の情報を集約した結果、情報のないこどもについては、学校教育課を通じて学校側にこどもの近況調査を実施。
   ※なお、学校に対するヒアリングでは、別府市として貧困・不登校の可能性があるこどもに対するアプローチを行う事業に取り組んでいること自体は伝えるが、こどもに関する詳細を伝えることはしない。対象こどもに問題があると確定しているわけではなく、問題があるかどうかを判断するためにヒアリングを行うという建付けで、調査票を用意した。（本年度実証では、学校へのヒアリングは発生しなかった）
3. 子育て支援課と担当課で事前ヒアリングを実施し、支援案を作成。

4. 支援担当者会議を開催し、「困難の類型」「支援の必要性」「支援内容」「支援アプローチルート」を決定。

支援担当者会議の参加者は下記のとおり。

【子育て支援課】

・ システム担当職員

【こども家庭課】

・ こども家庭センター職員
こども家庭支援員

【学校教育課】

・ 教育委員会不登校担当職員
・ 教育相談センター職員
・ SSW

図表６－２　人による絞り込みのために追加的に収集・利用したデータや情報

・現在の支援内容 ・最近の所見 ・今後の支援方針 ・既存の支援者（関係機関）

データのみをもって困難等が「ある」と判断することはプライバシーの保護や差別偏見の助長を防ぐという観点から許容されず、人的により、支援や見守り等の必要性の確認・検討を行う必要があった。そのため、追加的に収集したこどもの近況情報と収集データを一元化し、多様な観点からアセスメントをすることで支援の必要性を検討した。また、具体的な支援策の決定には、支援者（関係機関）によるこどもや家庭への丁寧な聞き取りが必要になるため、既存の支援者（関係機関）と繋がりのないこどもに特に注視した。

別府市で実施した人による絞り込みの特徴・長所は、下記のとおり。

①学校側ヒアリング・各課情報集約

⇒こどもの近況や現在の支援状況・支援機関を把握することができた。

※ただし、今年度実証事業では自治体側で把握していない児童が抽出されなかったため、学校側ヒアリングは実施せず、各課情報集約のみを実施した。

②会議前事前ヒアリング

⇒会議メンバーの意見等を事前に把握し支援案を作成できるとともに、会議当日にはメンバー全員がこどもを把握している状態でスタートができた。

③支援担当者会議

⇒関係各課の意見を集約した支援内容の検討ができた。

なお、システムデータや本人近況の情報だけでは、本当に必要な具体的支援の検討はできないことに留意する必要がある。具体的な支援内容については、本人や家庭の状況によりケースバイケースであり、本人や保護者との信頼関係のある支援者（関係機関）との繋がりが必要である。

そのため、支援担当者会議にて決定した支援は、主に「支援者（関係機関）とのつながりづくり」に注視しており、具体的支援は関係機関とこども・家庭の繋がりができた後に実施していくことを想定している。

6.2.2 人による絞り込みの結果

まず、システムにより抽出された 34 名のうち、自治体がリスクを把握していないこどもは 0 名だったため、本年度実証では学校へのヒアリングは実施していない。

支援担当者会議において、システム抽出されたこどもを下記の 4 つに分類した。

① 今まで支援していなかったが、新規に支援が必要
② 既に支援していたが、支援の強化が必要
③ 既に支援しており、今後も同様の支援を継続
④ 支援の必要はない

図表６－３　調査結果一覧【支援の実施状況別】

分類	判定ロジック	基本連携データ項目	重複	合計
①支援無し→新規支援	2	0	0	2
②支援有り→支援強化	3	2	3	8
③支援有り→支援継続	4	16	2	22
④支援無し→支援無し	2	0	0	2
合計	11	18	5	34

また、抽出されたこどもについて該当する困難類型を確認した。なお、困難類型の重複があるため合計数は上記の図表６－１とは一致しない。

判定ロジックによる抽出では、市の事業目的である不登校・貧困のみが抽出されていることを確認できた。

図表６－４　調査結果一覧【困難類型別・判定ロジックによる抽出のみ該当】

分類	虐待	不登校	ヤングケアラー	貧困	合計
①支援無し→新規支援	0	0	0	2	2
②支援有り→支援強化	0	3	0	3	6
③支援有り→支援継続	0	2	0	4	6
④支援無し→支援無し	0	0	0	2	2
合計	0	5	0	11	16

基本連携データ項目の該当数による抽出では、不登校・貧困に加え、虐待・ヤングケアラーのリスクがあるこどもが確認された。

図表６－５　調査結果一覧【困難類型別・基本連携データ項目による抽出のみ該当】

分類	虐待	不登校	ヤングケアラー	貧困	合計
①支援無し→新規支援	0	0	0	0	0
②支援有り→支援強化	0	2	0	2	4
③支援有り→支援継続	8	10	2	12	32
④支援無し→支援無し	0	0	0	0	0
合計	8	12	2	14	36

判定ロジックによる抽出と基本連携データ項目の該当数による抽出の双方に該当するこどもは、いずれも不登校または貧困の該当者であった。

図表６－６　調査結果一覧【困難類型別・判定ロジックによる抽出/基本連携データ項目の該当数による抽出の双方に該当】

分類	虐待	不登校	ヤングケアラー	貧困	合計
①支援無し→新規支援	0	0	0	0	0
②支援有り→支援強化	0	3	0	3	6
③支援有り→支援継続	0	2	0	2	4
④支援無し→支援無し	0	0	0	0	0
合計	0	5	0	5	10

図表６－７　調査結果一覧【困難類型別・合計】

分類	虐待	不登校	ヤングケアラー	貧困	合計
①支援無し→新規支援	0	0	0	2	2
②支援有り→支援強化	0	8	0	8	16
③支援有り→支援継続	8	14	2	18	42
④支援無し→支援無し	0	0	0	2	2
合計	8	22	2	30	62

6.3 データ連携により把握したこども等に対する支援

6.3.1 こども等に対する支援の取組内容

支援対象となったこども（10 名）については、子育て支援課と教育委員会の担当者が学校を訪問し、事業概要説明及び支援方針等を説明するとともに、下記内容で支援を提案した。

・2 か月程度の期間で対象こどもを見守ること。
・見守りの期間中に必要があれば「本人への声かけ」や「適切な主体（SSW・教育相談センター等）への接続」を実施すること。
・現場判断で追加支援は必要ないと判断した場合はその理由とともに報告すること。

各学校からは対応後に結果報告書の提出を受けた。

図表６－８　支援の詳細プロセス

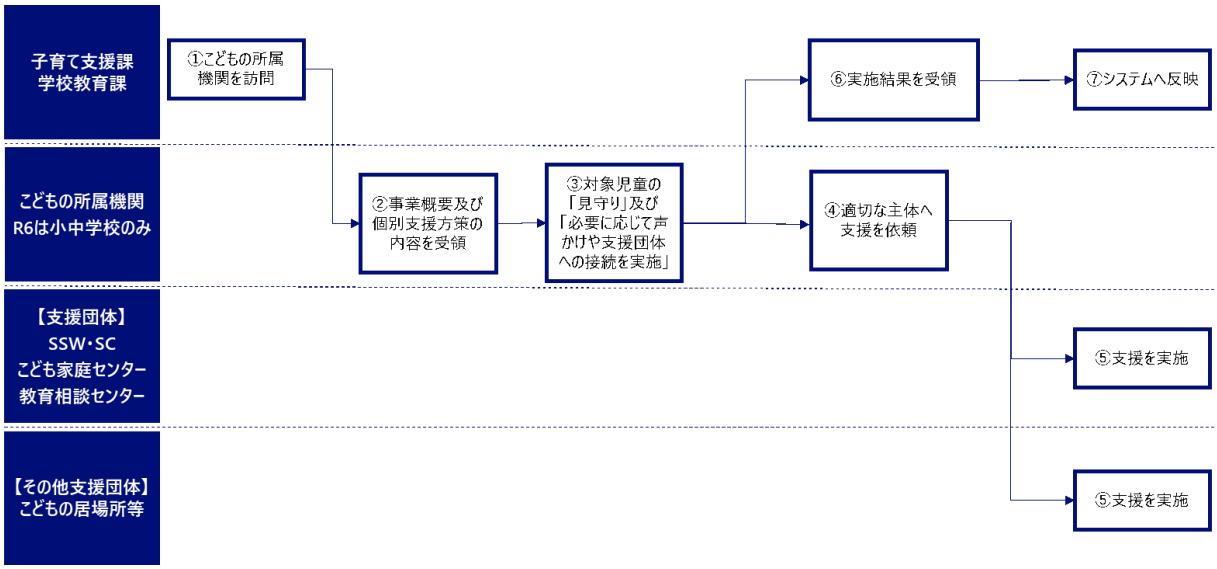

※なお、学校との連携の際には、子育て支援課と教育委員会の担当者が支援担当者会議で検討した各こどもの支援方針の内容及び学校で把握している本人の現況のみを連携しており、こどもに関する個別データは共有していない。

令和 6 年度に支援依頼としたこどもに対して行った支援結果については下記「図表６－９　支援内容」のとおり。

図表６－９　支援内容

【支援内容】
○支援依頼者数
　10 名（5 小中学校）
○支援実施期間
　令和 6 年 12 月～令和 7 年 1 月（2 カ月間）
○支援行動
　・見守り（本人）
　・声かけ（本人）
　・電話連絡（本人や保護者）
　・個別面談（本人や保護者）
　・必要な支援関係者への接続（SC、SSW　など）
　・登校支援ルームの見学
○支援内容（支援に際し話をした内容）
　・進路相談（進路先や進学費用について）
　・本人や保護者の様子、心境を確認（困りごとがないか、どのような心境か　など）
　・本人や保護者の今後の意向等を確認
　　（まずは１週間に１日だけでも通常出席ができるようにしたい　など）

6.3.2 こども等に対する支援の実施結果

令和 6 年度については支援対象とした 10 名に対して学校現場へ支援を依頼した。
定量的な支援結果は以下のとおり。

○見守りのみ実施した人数　　5 名
○見守り後、その他支援を実施した人数　　5 名
【その他支援内容】
●支援関係者への接続　　2 件（SSW：1 名、SC：1 名）
●登校支援ルームの紹介・見学　　1 件
●個別面談　　2 件（支援学級担任、SSW⇔本人、保護者と）
●進学に関する個別支援　　2 件（入試に向けての個別支援）
●経済的援助制度等の紹介　　3 件（進学に伴う教育支援資金制度）

また、その他支援を実施した例を下記「図表６－１０　対応事例」のとおり示す。

図表６－１０　対応事例

＃	支援前の状況	支援内容・実施結果
事例1	・支援担当者会議にて貧困と不登校に該当する可能性あると認知。 ・学校の「欠席日数」「遅刻日数」がともに多い。 ・月 1 回 SC と面談していたが、SC が変わり面談が頓挫している。	・SC との面談再開支援を実施。 ・SC 面談中断後、本人参加の面談が 1 回のみ実施できたが、その後は母のみの参加となっている。 ・本人が参加できるよう引き続き支援を継続していく予定。
事例2	・支援担当者会議にて貧困と不登校に該当する可能性あると認知。 ・学校欠席日数に波があり不安定な状況。 ・放課後デイに通所している。	・声かけにて放課後デイの活動状況の確認や教育支援金制度の案内を実施。 ・進学先が決まり、学校への出席状況も回復傾向にあるため、引き続き見守りを継続していく予定。
事例3	・支援担当者会議にて貧困と不登校に該当する可能性あると認知。 ・学校の「欠席日数」「遅刻日数」がともに多い。	・SSW と保護者が面談 ・登校支援ルームの見学をしたが利用意向の意思までは聞けなかった。 ・保護者とも面談ができ、今後の目標等も話し合えたので、継続して支援を実施予定。
事例4	・支援担当者会議にて貧困と不登校に該当する可能性あると認知。 ・学校の「欠席日数」「遅刻日数」がともに多い。 ・SC が対応中	・個別面談で入試個別支援、教育支援金制度の紹介等を実施。 ・入試に向けて前向きな気持ちとなりつつある。 ・高校の SC へ繋ぐことで継続して支援を実施予定
事例5	・支援担当者会議にて貧困と不登校に該当する可能性あると認知。 ・体調不良を理由に欠席数が増加しているが、違う理由である可能性がある。	・個別面談を設定したが、本人が欠席し家族が参加。 ・入試個別支援、教育支援金制度の紹介等を実施。 ・本人とのコミュニケーションをとるために継続してアプローチをする予定。

支援を実施するに当たり、支援を拒否する場合や支援が必要と思われるが支援の必要性を感じていないこども・家庭へのアプローチが課題となった。

支援が必要と判断されたこどもや家庭へのアプローチには対象者との関係構築が必要であり、相談しやすい関係づくりを行うことが重要である。支援者がこどもとの直接対話を通じて現状把握を試みる取組が行われているが、支援機関等につなぐのに時間がかかる場合が多い。また、こどもが抱える困難や課題は複合的な要因によって表出するものであり多岐にわたるため、教育と福祉との連携強化、専門的な支援者や支援機関の確保を行っていく必要がある。

また、別府市は「支援の効果・結果はすぐに得られるものではない」という想定のもと、支援については「どこにもつながっていないこども・家庭を支援者とつなげること」を優先して支援を実施した。支援者との「つながり」をつくることにより、複数の目での見守り支援体制が長期・継続的に行われることを期待している。

その他、支援を実施する学校教員によるスティグマを防ぐため、「学校データ」及び「支援方針」のみを学校に共有するといった対応も実施した。

第7章　事業効果の評価・分析

7.1　データ連携による抽出結果の全体像

調査全体の結果は下記図表のとおり。

別府市の 7～15 歳の約 7,100 名のこどもに対し、「①システム判定抽出」「②基本連携データ項目抽出」をそれぞれ実施した結果、①16 名、②23 名、重複 5 名の計 34 名のこどもに対し「支援優先度が高い」という判定となった。

次に、上記 34 名のこどもに対して人によるアセスメントを実施した結果、①8 名、②5 名、重複 3 名の計 10 名のこどもに対し「支援優先度が高い」という判定となったため、当該 10 名に対し支援実施主体（令和 6 年度は学校のみ）へ支援を依頼した。

また、上記 10 名のこどもに対して学校へ支援依頼をした結果、①4 名、②4 名、重複 3 名の計 5 名に対して支援を実施することができた。その他 5 名は現場判断にて見守りに留まり、追加支援はしていない。

図表７－１　プロセスごとの判定の考え方、及び対象者人数の整理結果
（①システム判定抽出分）

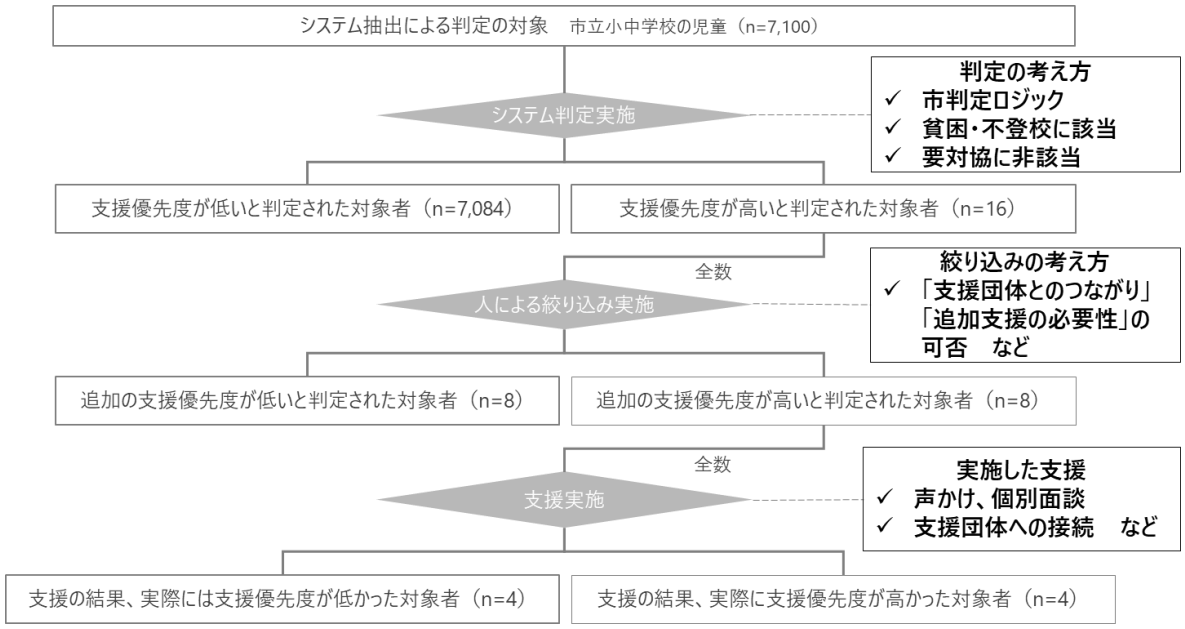

図表７－２　プロセスごとの判定の考え方、及び対象者人数の整理結果
（②基本連携データ項目抽出分）

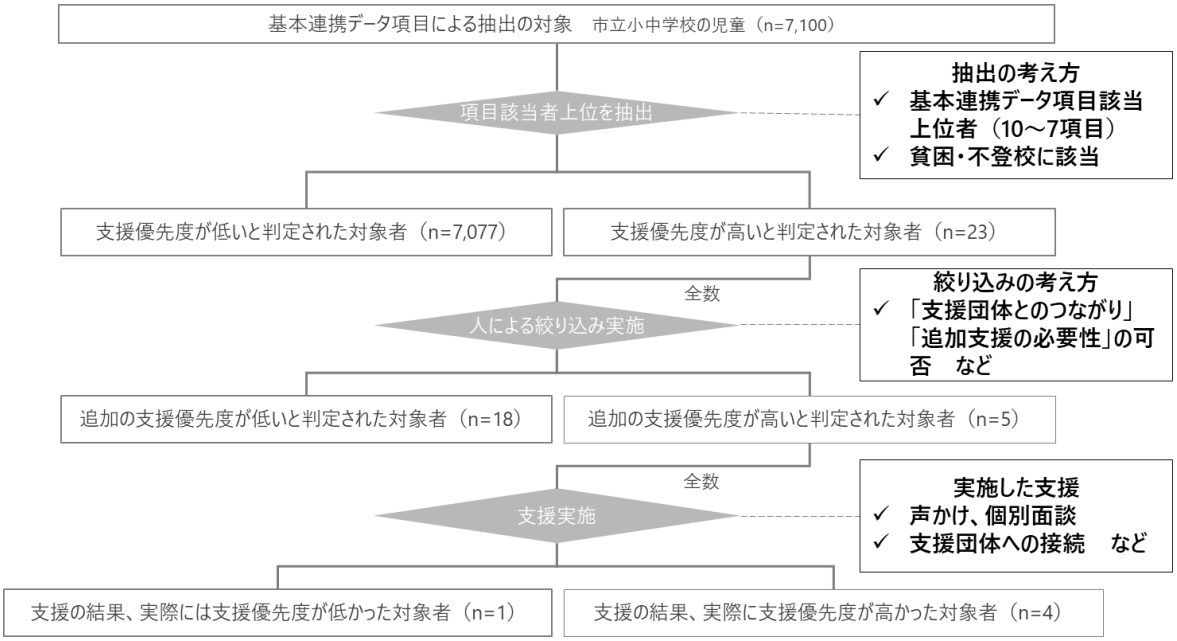

7.2 困難の類型との関連性が高いと判断できるデータ項目の提示

支援実施の前に過去のデータに基づいて困難の類型との関連性について分析を行った。分析手法は Boruta と呼ばれるもので、RandomForest に代表されるデータ項目の重要度を算出するアルゴリズムを用いる。あるデータ項目が、ランダムな項目（すなわち明確に困難の類型と関連がない項目）よりも重要か否かの比較を繰り返し行うことで、そのデータ項目が重要か否かを、統計的検定を通して判断する手法である。なお、ここでいう「重要」とは困難の類型を予測する場合に、予測の精度を向上させることを意味する。さらに、来年度に予定する判定ロジックの更新に向けて、Boruta で重要と判断された項目を使用した決定木分析を行っており、決定木の分岐に使用された項目を最終的に関連性が高いと判断した。また関連性の高いデータ項目については、貧困と不登校それぞれ記載する。結果は次のとおりである。

図表７－３　貧困との関連性が高いと判断されたデータ項目

困難の類型との関連性が高いと判断されたデータ項目	左記データ項目が、関連性が高いと判断した理由
DV フラグ＝1	過去データから貧困に関する目的変数（半年後に貧困に該当することもを 1、そうでないこともを 0）を作成し、上記のとおり Boruta と決定木分析を実施し抽出されたため。
現年度年齢 ≧ 2	同上
大分類(物的資源等)＝b	同上
要保護児童＝a	同上

図表７－４　不登校との関連性が高いと判断されたデータ項目

困難の類型との関連性が高いと判断されたデータ項目	左記データ項目が、関連性が高いと判断した理由
見守り判定結果 ≧ C	過去データから貧困に関する目的変数（半年後に不登校に該当することもを 1、そうでないこともを 0）を作成し、上記のとおり Boruta と決定木分析を実施し抽出されたため。
就学援助受給	同上
全教科平均偏差値 ≧ C（偏差値 45 未満）	同上

7.3 こどもデータ連携の取組効果の分析

本事業を通じての目標、及び本年度実証における成果・進捗状況は下記のとおり。

図表７－５　本事業を通じての目標、及び本年度実証における成果・進捗状況

#	目標	測定指標	本年度初時点の実績、本年度末時点の成果・進捗	補足
1	見守り・支援へ接続・実施したこどもの割合・件数	「システム判定」及び「基本連携データ項目」での抽出により支援優先度が高いと判断されたこどもの数	34 名	● システム判定抽出 16 名 ● 基本連携データ項目抽出 23 名 ● 重複 5 名
		人による絞り込みを経て、支援優先度が高いと判断したこどもの数	10 名	● 上記 34 名について、人によるアセスメントを実施した結果、うち 10 名について、新規または追加の支援を実施することとなった。
		支援対象こどもへの困難の類型決定数	62 件	● 支援担当者会議にてアセスメントを実施した結果、上記 34 名に対し延べ 62 件の困難の類型を決定した。（複数項目の該当者あり）
		支援関係者への接続	2 件	● SSW：1 名、SC：1 名
		登校支援ルームの紹介・見学	1 件	● 見学はしたものの、利用意向までは聞けなかった。
		個別面談	2 件	● 「支援学級担任、SSW⇔本人、保護者」との個別面談
		進学に関する個別支援	2 件	● 入試に向けての個別支援
		経済的援助制度等の紹介	3 件	● 進学に伴う教育支援資金制度
2	福祉部局と教育委員会との連携の強固化	教育委員会との相談・打合せ回数	50 回/年	● 事業全体に係る会議件数、打合せ件数の合計数
		学校への事業説明回数及び支援連携校数	説明回数 ⇒2 回/全校 支援連携校数 ⇒5 校	● 令和 6 年度に校長会等で事業説明を行った回数 ● 令和 6 年度に実際に支援を依頼・連携した学校の数
3	システム性能の向上	システム取扱データ項目の増加数	4 項目	令和 6 年度は下記データ項目について新たにシステム連携を開始した。 ● 個別健診情報（受診有無、アンケート結果、身長体重） ● 集団健診情報（アンケート結果、身長体重） ● 学校出席遅刻情報（出席数、遅刻数）

				● 障害児支援受給者証情報（受給履歴の有無）
4	**データ分析の実施**	困難の類型と関連性の高いと思われるデータの発見数	7件	【貧困】 ● ＤＶフラグ情報 ● 年齢情報 ● 市判定ロジックの物的資源情報 ● 要対協台帳情報 【不登校】 ● 就学援助情報 ● 学力情報 ● 市判定ロジックの見守り判定結果情報

また、上記に係る成果のほかに、下記のような副次的な効果も得られた。

・職員のデータリテラシー向上（数値の読み取り・分析、個人情報保護に関する理解の向上）
・収集したデータを利用することでの新たな視点、切り口での支援の再検討
・こどもの不登校・貧困支援現場でのヒアリングにより明らかとなった課題の洗い出し（家庭・保育施設・学校との連携、支援者間の情報共有、学校教員の負担等）
・横断的データ連携による縦割り行政の職員意識の変化

図表７－６　実証の各フェーズにおける効果

	データ分析・システム判定	人による絞り込み（アセスメント）	見守り・支援への接続・実施	アウトカム（全体を通した効果）
副次的効果	・職員のデータリテラシーの向上	・新たな視点、切り口での通常支援の再検討	・支援現場へのヒアリングによる課題の洗い出し	・横断的データ連携による縦割り意識の変化
定性的側面	・担当職員等で特に個人情報関連に関してのリテラシーが向上した。	・支援担当者会議では、一元化したデータ及び判定結果に基づいてアセスメントを行ったため、今までにない視点や切り口で支援について見直すきっかけとなった。（SSW、要対協職員など）	・支援関係者との話し合いの中で支援現場で感じている課題（家庭・保育施設・学校との連携、支援者間の情報共有、学校教員の負担等）を聞き取ることができた。	・当事業を通して「業務中心」では無く、「こども中心」に考えるきっかけとなったため、各課同士の縦割り意識の改善が図られた。

第8章　考察・まとめ

これまで進めてきた取組全般を振り返り、改めて本実証で実施した事項について、そこから得られる示唆、気付き、反省事項を整理したうえで、次年度以降に取り組む際の留意事項及びこれから取り組む全国地方公共団体への伝達事項をとりまとめる。

8.1　本実証を通じて得られた示唆

本実証を通じて、下記のような示唆が得られた。

図表８－１　本実証を通じて得られた示唆

▼データを扱う主体の整理・役割分担（1 章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気付き、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
● 当該事業は市長部局が総括管理主体として進めていたが、データの収集や、支援の提供等には教育部局との連携が不可欠であり、それぞれの部局の事務分掌規則に分掌事務として「こども見守りシステムに関すること」と明記した。これにより市長部局の子育て支援課と教育部局の学校教育課が当該事業の主担当課となり共同して事業を実施することができ、円滑に事業を進めることができた。	● こどもデータ連携事業においては、市長事務部局と教育委員会の密接な連携が必要不可欠であるため、共同で行う事業であるということを互いに認識したうえで、部局間を超えた市全体での体制を整えていくことが重要であった。

▼連携するデータ項目の選定（2 章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気付き、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
● データ項目の選定については、困難の類型との関連性が高いと思われるデータ項目を国が策定したガイドライン等を参考に決定した。	● 個人情報の適正な取扱いについての観点から、こども家庭庁「こどもデータ連携ガイドライン」や当該実証事業での他自治体の事例を参考にし、困難の類型を明確に定めた後、データ項目を選定していく必要がある。
● 困難の類型との関連性が高いと思われるため、税（所得）情報についての利用を検討したが、地方税法の規定により利用することができなかった。 ● 税（所得）情報が利用できなかったため、経済状況の把握には生活保護情報、児童扶養手当情報、就学援助情報を利用した。	● 税（所得）情報については、家庭の経済的な状況と困難の類型には強い相関性があるという研究が複数ある。また、今回利用したデータは経済的支援を受けている一部の家庭の情報になるため、経済的支援が必要であるが、支援が行き届いていない家庭へのプッシュ型支援が困難である。今後、税（所得）情報が利用できるような法改正等を望む。

▼判定基準の検討（3 章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気付き、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
● 見守り支援システムによる抽出の結果、A 判定には 852 名が該当した。対象者が多かったため、条件を追加した追加の絞り込みが必要であった。	● 現在の判定ロジックは困難の類型「貧困」、「不登校」と同じロジックを利用していたが、次年度以降は困難の類型に合わせたロジックを採用することで判定精度を高め、対象者の抽出を実施していきたい。

▼個人情報の適正な取扱いに係る整理（法的整理、手続き等）（4 章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気付き、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
● 政策目的（困難の類型）との関連性を検討したうえで、こども家庭庁「こどもデータ連携ガイドライン（素案）」や個人情報保護委員会事務局「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を参考に個人情報保護法における利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供としての法的整理を行った。	● 事業を実施するに当たり法的整理、必要手続き等を確認し、データ収集前に整理するとともに関係各課及び住民等へ周知する必要がある。法的解釈については外部の有識者への相談も有効である。 ● 個人情報保護法の目的外利用には「臨時的」なものになるため、継続事業としての法的整理について課題が残っている。
● 個人情報の適切な取り扱い等を定めたガイドラインを作成し、関係者間で共有している。	● 利用する情報はセンシティブな情報であり、取り扱いは慎重に行う必要がある。人事異動等で関係者が変更となった場合においても、個人情報の適切な取り扱いを遵守できるように留意していく必要がある。

▼システムの構築（システムの企画・構築、判定機能の実装、安全管理措置等）（5 章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気付き、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
● 市独自でシステムの企画・開発を実施したため、時間や費用等が膨大になった。	● こどもデータ連携事業に適したソフトウェア（BI ツール等）が導入できれば、新規参入がスムーズである。
● 自動連携で随時データを更新することが理想的であったが「各課で取り扱うシステムが多岐に渡ること」「今後全国自治体で実施するシステムの標準化の見通しが立っていなかったこと」等の理由で自動連携は実装できなかった。	● 可能な限り最新の情報を利用することが分析精度の向上や有効な支援へ繋がっていく。手動でのデータの取り込みには時間もかかり、データの更新回数にも限界があることから、データの自動連携も今後検討していきたい。

▼システムによる判定の実施（6 章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気付き、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ

● システムの効果検証として、分析主体を活用した判定ロジック及び収集データ項目の検証、見守り判定対象のこどもの傾向分析を行った。次年度に分析結果を反映した判定ロジックを実装する予定である。	● 事前領域で困難の類型を予測する判定ロジックについては確立されたものがないため、今後の修正等に備え、可変性を持たせたシステム性能とすることが望ましい。

▼支援に向けた人による絞り込み（６章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気付き、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
● 支援担当者会議に SSW や要対協職員等を含めることにより、円滑に支援方針を決定することができた。	● 人によるアセスメントについては時間と労力がかかる。支援回数を増やすためにもアセスメント要員の配置は十分に確保されたい。
● 見守りが必要と判定されたこどもについてこども家庭センターや小中学校、教育相談センターで把握している近況情報と収集データを一元化したアセスメントシートを作成した。	● 支援方針を決定する際に、収集データに加え、関係機関が保持する近況情報を取得することが支援方針を決定する際に有効であった。

▼データ連携により把握したこども等に対する支援（６章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気付き、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
● 支援が必要と判断されたこどもや家族への個別支援には事前に収集したデータのみで対応することはできず、より詳細な聞き取りが必要であった。聞き取りには対象者と支援者の関係構築が必要となることが多いことから、既存の支援者（関係機関）と繋がりのないこどもに特に注視した。	● データのみで個人の困難を把握することは適切ではないため、データと現場からの意見、対象者からの聞き取り等を総合的に勘案し、人による絞り込みを必須とした上で個別支援の検討を進める必要がある。
● 学校での業務負担増にならないように、学校で見守りの結果、支援が必要と判断した場合に、SSW 等関係機関へ繋ぐことを主に提案した。	● 支援には専門的な知見が必要であり教育と福祉との連携強化が不可欠である。 学校教員の負担軽減を図るためにも、支援者の確保が今後の課題となる。
● 子育て支援課と教育委員会の担当者が各学校を訪問し、事業の説明と対象こどもについての支援方針の提案をおこなった。なお、学校には学校が保有する情報以外の個人情報は提供しなかった。	● スティグマを発生させないために、各学校へどこまでの情報を提供するかは十分留意する必要がある。

▼困難の類型との関連性が高いと判断できるデータ項目の抽出（７章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気付き、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
● 分析主体による判定ロジック（判定基準）やデータ項目の分析を実施し、困難の類型との関連性が高いと判断できるデータ項目	● 今後も精度向上のために、継続的にデータを蓄積、分析を実施していくことでより関連性が高いデータを抽出していく必

を抽出した。	要がある。 ● 具体的な効果や成果が図りにくい事業のため市単独事業としての継続的な予算の確保が困難である。

▼こどもデータ連携の取組効果の分析（７章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気付き、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
● システムにより見守りが必要と判定されたこどもに関する人による絞り込みには、追加で実施した関係機関へのこどもの近況情報の収集が有効であった。また、実際の個別支援については本人への細やかな聞き取り等が必要なため、教職員や SSW 等信頼関係を構築している支援者の存在が不可欠であった。	● データ連携により、事前領域にて早期支援を実施するには、こども達の多様なニーズに応じた支援を提供できる環境を整えることが必須である。支援の需要に対応するためには教育と福祉との連携強化、専門的な支援者や支援機関の確保を行っていく必要がある。

8.2 課題・次年度以降の取組み

本年度は「こども見守りシステム」での判定ロジックによるこどもの抽出、人による絞り込みと支援方針の決定を行い、学校に対して支援対象こどもへの見守りや追加支援を依頼した。支援結果については、各学校から 2 か月程度の期間の中で SSW や SC に繋がったケースや個別面談を実施したケース、支援の必要はなく見守りを継続するケース等の報告を受けた。今回の支援の進捗状況についてはシステムにフィードバックし記録していくことで効果測定を行い、必要に応じて再アセスメントや支援方針等の見直しを実施していく。

システムによるこどもの抽出については、困難の類型「貧困」「不登校」に対して判定ロジックが同一のため、抽出されたこどもが多く、追加の絞り込みが必要であった。次年度以降は分析主体のデータ分析結果をもとに、各困難の類型により設定した判定ロジックを利用することにより、精度向上を図っていきたい。

また、支援については、こどもや家庭への細やかな聞き取りやアプローチを通じて実施していく必要があり、これまで支援につながることがなかったこどもや家庭へアプローチを行うことも想定される。アプローチにあたっては対象者との関係構築が必要となる場合も多く、専門的な支援者や支援機関の確保、家庭・保育施設・学校との連携、支援者間の情報共有等が必要である。

引き続き、市長部局と教育部局の連携を深め、支援体制を整えることで、多様な観点から支援を取り組んでいくことが必要と考えられる。